

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府省名	内閣府
-----	-----

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
独立行政法人 国立公文書館	特定事業執行型	歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等を通じた、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任の実現					<p>中期目標等に基づき、 ・42人 39人の人員削減(平成22年度まで) ・一般管理費、業務費について毎年2%以上の効率化 ・国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与見直しの実施などに取り組む。 さらに、 ・民間委託の推進 ・随意契約の見直し計画の策定 など、一層の効率化や自主性・自律性確保のための取組を進めていく。</p>	<p>中期目標等に基づき、 ・42人 39人の人員削減(平成22年度まで) など組織の見直し等を進めていく。</p>

# 独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	独立行政法人 国立公文書館	府省名	内閣府		
沿革	<p>明治以来、各省の公文書はそれぞれの機関ごとに保存する方法をとってきたが、戦後、公文書の散逸防止と公開のための施設の必要性についての認識が急速に高まり、昭和34年に、日本学術会議会長から内閣総理大臣に対し、国立公文書館設置についての勧告が出され、昭和46年に総理府の附属機関として国立公文書館が設置された。この際、明治6年以後和漢の古典籍・古文書を所蔵してきた総理府の「内閣文庫」も統合された。</p> <p>昭和62年には「公文書館法」、平成11年には「国立公文書館法」が制定され、国立公文書館はその設置及び責務等についての法律上の根拠を有することとなり、その役割が明確化された。</p> <p>その後、平成13年に国立公文書館は独立行政法人に移行。現在に至る。</p>				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
		2人	2人	0人	42人
国からの財政 支出額の推移 （17～20年 度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	1,845	1,869	1,856	1,974(予定)
	特別会計	0	0	0	0
	計	1,845	1,869	1,856	1,974(予定)
	うち運営費交付金	1,845	1,869	1,856	1,951(予定)
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	23(予定)
		0	0	0	0
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		1,848	1,873	1,859	1,978(予定)
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度	
				3	4
発生要因		自己収入が予算より多かったこと等のため			
見直し案		適正な会計処理を引き続き行う。			
運営費交付金債務残高(17・18年度) （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度	
				111	118
行政サービス実施コストの推移(17～20年度) （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）
		2,120	2,134	2,239	2,320

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	中期目標における業務運営の効率化に関する事項等を踏まえて、業務・サービスの見直し・改善を進めていくことにより、中期目標における「経費総額について、中期目標の最終年度（平成21年度）に前期中期目標の最終年度（平成16年度）に対して7%以上削減すること」の達成が見込まれる。
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	業務全般の効率化を進めるとともに、平成18年度決算において、平成16年度比5.5%減となっている。 業務運営の効率化を図るため、他独法と比べても早い段階である平成18年度に、「業務・システム最適化計画」を策定し、最適化を推進。 「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを実施。また中期計画に定めた人員削減に向けた、体制見直しの検討を開始した。 歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間について、1年以内に短縮するとの目標を達成し、現在は概ね11ヶ月で対応。

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		つくば分館			
	所在地		茨城県つくば市			
	職員数		4			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等を通じた、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任の実現（特に国の行政機関からの歴史公文書等移管・受入れ・保存に関する業務）			
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	1,974百万円(予定)の内数			
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	1,978百万円(予定)の内数			

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型		特定事業執行型			
事務・事業名		歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等を通じた、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任の実現			
事務・事業の概要		国民の共有財産である歴史資料として重要な公文書等の適切な保存を行い、それらを一般の利用に供するとともに、継続的に後世に伝える。 これは、国の基本的な責務・機能であると同時に将来の発展への基盤であり、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任を果たすものである。			
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	1,974百万円(118百万円増)			
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	1,978百万円(118百万円増)			
事務・事業に係る定員(19年度)		42			
	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の数、人員等)	国の基幹的な公文書の適切な保存や、その一般公開等を行い、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任を果たしている民間主体はない。			
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	公文書を保存し、一般の利用に供すること等は、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うするため必要不可欠な事務・事業であり、廃止すれば国民が政策決定やその過程等について知る権利を大きく損なうこととなる。 これは、国民が共有すべき経験や事実、将来の発展への基盤を失うことであり、公共上の見地において著しい悪影響を及ぼすと考えられる。			
	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務			
	事業開始からの継続年数	36年(昭和46年、国立公文書館設立)			

(1)  
事務・事業  
のゼロベース  
での見直し

	<p>これまでの見直し内容</p>	<p>事務・事業の実施に当たっては不断の見直し・改善を行っているところであり、独法移行後は毎年独立行政法人評価委員会の評価を受けているところである。 特に第一期中期目標期間(平成13～16年度)終了時には、実施主体や独法としての在り方、事務・事業の必要性の有無等を含めた事務・事業の全面見直しを行った。 これを受け、政策評価・独立行政法人評価委員会からの勧告の方向性を受けた見直し案を作成し、行政改革推進本部の了解を得たところであり、この見直し案を第二期中期目標(平成17～21年度)等に盛り込み適切に対応しているところ。</p>			
	<p>国の重点施策との整合性</p>	<p>歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等自体が国の基本的な責務である。また説明責任を全うし、行政の透明性を高めることは、国民主権の理念にのっとり、公正で民主的な行政の推進に資するものである。 なお、平成16年1月には、内閣総理大臣施政方針演説にて、政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ることが表明され、官房長官懇談会でも公文書等の適切な保存・利用のための体制整備・公文書館の体制強化について、平成16年及び平成18年に提言がなされているところである。</p>			
	<p>受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)</p>	<p>受益者は、現在及び将来の国民全員であり、負担者も同様である。</p>			
	<p>財政支出への依存度 (国費/事業費)</p>	<p>99.8%</p>			
	<p>これまでの指摘に対応する措置</p>	<p>別紙1に記載</p>	<p>別紙1に記載</p>		<p>別紙1に記載</p>

	<p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>諸外国においてはいずれも公的主体(中央政府直轄・公務員)により実施。</p> <p>[諸外国データ]</p> <p>アメリカ 国立公文書記録管理局(政府機関)・職員数約2,500人</p> <p>イギリス 国立公文書館(エージェンシー(独法類似・職員は公務員))・職員数約550人</p> <p>フランス 国立公文書館等(政府機関)・職員数約440人</p> <p>中国 国家档案局・中央档案馆等(中央直属機関)・職員数約560人</p> <p>韓国 国家記録院(政府機関)・職員数約140人</p> <p>(参考)</p> <p>日本 国立公文書館(独法)・職員数42人</p>			
	<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>国からの財政支出を最大限に活用し、各府省からの歴史公文書等の受入れ、利用者サービスの向上等に取り組んでおり、毎年内閣府独立行政法人評価委員会からも高い評価を得ているほか、関係機関や利用者、マスコミからも高く評価されているところである。</p> <p>たとえば毎年各行政機関から多くの歴史公文書等の移管を受け、所蔵資料が年々充実しているほか、ウェブサイトアクセス件数が毎年増加するなど、財政支出に見合う効果が得られている。</p> <p>(参考)</p> <p>所蔵公文書数 約41万冊(平成13年度末) 約63万冊(平成18年度末)</p> <p>ウェブサイトアクセス数 約20万件(平成15年度) 約65万件(平成18年度)</p> <p>デジタルアーカイブ提供画像数 0件(平成13年度末) 約430万コマ (平成18年度末)</p> <p>公文書等目録公開率 約20%(平成12年度末) 100%(平成16年度以降)</p>			
	<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>公文書館は、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たすため、必要な機関であり、その事務・事業は国として真に不可欠である</p>			

<p>事務・事業の見直し案（具体的措置）</p>		<p>引き続き国立公文書館において、中期目標・中期計画における業務運営の効率化に関する事項等に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・42人 39人の人員削減（平成22年度まで）</li> <li>・一般管理費、業務経費について毎年2%以上の効率化</li> <li>・国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与見直しの実施などに取り組む。</li> </ul> <p>さらに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託の推進</li> <li>・随意契約の見直し計画の策定など、一層の効率化や自主性・自律性確保のための取組を進めていく。</li> </ul>			
	<p>行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）</p>	<p>中期目標における業務運営の効率化に関する事項等を踏まえて、業務・サービスの見直し・改善等が進む。</p>			
	<p>理由</p>	<p>中期目標に掲げられた各目標が着実に達成・進捗しており、今後も引き続き中期目標に沿った取組によって、業務の効率化・改善を着実に進めることとしているため。</p>			
<p>(2) 事務・事業の 民営化の検討</p>	<p>民営化の可否</p>	<p>否</p>			
	<p>可</p>	<p>事業性の有無とその理由</p>			
	<p>民営化を前提とした規制の可能性・内容</p>				
	<p>民営化に向けた措置</p>				
	<p>民営化の時期</p>				
<p>否</p>	<p>民営化しない理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国自らが果たすべき基本的責務にかかわる事務・事業であること</li> <li>・国立公文書館の行う事務・事業は、現用文書も含めた我が国公文書の管理システムの一環であること</li> <li>・厳格な政治的中立性・守秘義務が求められること</li> <li>・諸外国においても、公文書館業務を国家存立の基本的な機能として制度が整備され、公務員により運営されていること</li> </ul>			

(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営 b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他				
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否				
		可	入札種別（官民競争 / 民間競争）				
			入札実施予定時期				
			事業開始予定時期				
			契約期間				
否	導入しない理由	事務・事業の実施に当たっては積極的な民間委託を推進しているところであるが、官民競争入札等については、国立公文書館の事業内容、事業規模、実施体制等に鑑み、実施することは適切でない。					
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容		歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等を通じた、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任の実現				
	移管	移管の可否		否			
		可	移管先				
			内容				
			理由				
	否	移管しない理由	類似の事務・事業を行っている独立行政法人等がないため。				
	一体的実施	一体的実施の可否		否			
		可	一体的に実施する法人等				
			内容				
理由							
否		一体的実施を行わない理由	類似の事務・事業を行っている独立行政法人等がないため。				

< 組織関係 >

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	否
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国自らが果たすべき基本的責務にかかわる事務・事業であること</li> <li>・国立公文書館の行う事務・事業は、現用文書も含めた我が国公文書の管理システムの一環であること</li> <li>・厳格な政治的中立性・守秘義務が求められること</li> <li>・諸外国においても、公文書館業務を国家存立の基本的な機能として制度が整備され、公務員により運営されていること</li> </ul>
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き中期目標・中期計画等に基づき、</li> <li>・42人 39人の人員削減(平成22年度まで)</li> <li>など組織の見直し等を進めていく。</li> </ul>
	理由	<p>中期目標に掲げられた各目標が着実に達成・進捗していることから、今後も引き続き中期目標に沿った取組によって、業務・サービスの改善が着実に進むと考えられるため。</p>

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況	「報酬・給与に関する支給基準」、「役職員の給与水準」及び「財務諸表の附属明細書の一部として役員及び職員の給与の明細」をホームページで公開している。	
		<p>役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレース指数)</p> <p>事務・技術職員:103.7 研究職員73.4</p>	
	人件費総額の削減状況	平成18年度以降5年間で平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととし、平成21年度に1名、平成22年度に2名削減する予定である。	
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	一般管理費、業務費は、一般競争入札の拡大、節減等により、平成18年度決算においては対前年度比3.4%減の効率化が図られている。
		効率化目標の設定の内容・設定時期	一般管理費、業務費は、対前年度2%以上の効率化を図るため、毎事業年度の予算において効率化係数を2%以上に設定し、削減を図っている。
	民間委託による経費節減の取組内容	事務・事業の実施にあたっては、データ入力、デジタルデータの作成、システムの保守、設備の維持管理など既に可能な分野について民間委託を実施しているところである。また民間委託を活用する際には、一般競争入札を拡大することにより、業務の効率化や経費削減に努めているところである。	
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況	財務・会計事務等の一般事務はもとより、所蔵資料の目録情報管理・閲覧業務などについても情報通信技術を積極的に活用している。また、国の取り組みに準じ、他独法と比べても早い段階である平成18年度に「業務・システム最適化計画」を策定し、最適化を推進するなど、情報通信技術の活用による業務運営の効率化向上に取り組んでいるところである。	
情報公開の現状	毎事業年度の財務情報のほか、調達情報として、一般競争入札の公告、企画競争の公告、落札者等の公示、随意契約に関する公示等をホームページで公開している。		
見直しの方向	随意契約の実施状況を、平成19年12月までの早い時期に、国の公表基準に準じて公開する予定である。		

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	関連法人	名称			合計
		契約額			
		うち随意契約額(%)			
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)			
	関連法人以外の契約締結先	名称	別添参照		合計
	契約額	別添参照		1,556百万円	
	うち随意契約額(%)	別添参照		389百万円(25%)	
	当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の数)	別添参照		なし	
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載				
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載				

### 3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	中期目標においては、業務運営の効率化・サービスの向上について数値目標を挙げているところ。
	今後の取組方針	今後ともさらに国民にとって国立公文書館の取組が明確に理解できるよう、積極的な情報公開に努めていく。また、定量的な指標の設定に向けた検討を進めていく。
(2) 国民による意見の活用	現状	ホームページでの意見フォームや展示会実施時のアンケートなどを活用し、さまざまな機会に国民からの意見を聴取し、業務の向上等に活用しているところ。
	今後の取組方針	今後とも、国民からの意見を積極的に集め、業務運営・評価に活用していく。
(3) 業務運営の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	国立公文書館の役職員は、国家公務員として、法令遵守を旨に業務にあたっているところ。また、不正な経理執行等が行われないう、契約事務と支払事務の担当職員を別にし、相互に検査・照合する等の体制を構築したり、職員の各種の研修受講機会を確保・活用するなど、内部統制・法令遵守に向けた取組を行っているところ。
	今後の取組方針	各府省の方針・他独法の取組等を参考に、内部統制の在り方について、今後さらに検討していく。
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	課・係ごとの予算の執行状況や業務の進捗状況については常時把握しているところである。これにより、事業の優先度により再配分を行うなど、館全体の効率的運営に努めている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	
	今後の取組方針	全体の予算規模や、「歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等を通じた、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任の実現」という一つの事務・事業を職員42人で実施しているという状況を踏まえ、原価計算やコスト分析等の管理会計を活用することやプロジェクトごとの収支管理を行うことが、実情として業務運営の効率化等に資するかも含め、各府省の方針・他独法の取組等も参考にしつつ、今後検討していく。

(5) 自己収入の 増大等による 財源措置	自己収入の内容(平成18年度実績)		財源	金額
		共同研究資金		—
		利用料	複写利用収入	2百万円
		寄付金		—
		知的財産権		—
		その他	刊行物売払収入等	2百万円
		計		4百万円
見直し案		国民共通の財産である歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、一般の利用に供し、後世に伝えていくという当館の事務・事業の性格上、自己収入を大きく見込むことは困難ではあるが、公文書等のうちから視覚的に興味を引きそうな絵図や文書など魅力あるものを選定し、「絵はがき」等に加工し、販売するなど、自己収入増大のための努力をしていく。		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	平成18年度に国立公文書館の事業理念を策定し、これをわかりやすく解説する「パブリック・アーカイブズビジョン」を作成し、リーフレットやホームページ等で積極的に広報。 従来から行っていた一般競争入札に関する公示等に加え、平成18年度より随意契約により契約締結した調達に関する公示をホームページにて実施。 ホームページの利便性・サービス向上を目指し、ホームページ全体のリニューアルを行い、平成19年4月1日より運用開始。		
	今後改善を予定している点	ホームページの随時更新、随意契約の実施状況の公開など、国立公文書館の取組について、引き続き積極的に広報・情報公開を行っていく。また、今年度中に、法人文書に係る情報公開請求への適切で迅速な対応を確保するため、内部業務マニュアルを見直す。		
その他				

第1 横断的視点 2. 運用の徹底した効率化

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開  
 関連法人以外の契約先

名 称	契 約 金 額 (百万円)	うち随意契約額 (企画競争・公募を除く)		当該法人への再就職 (随契約の相手方で同 一所管に属する公益 法人に在職している 役員の人数)
		(百万円)	(%)	
インフォコム(株)	801	3	0.4 %	
(株)ムサシ 東京第一支店	100	4	3.8 %	
富士通(株)	95	95	100.0 %	
富士写真フイルム(株)	86	0	0.0 %	
(株)インターネットイニシアティブ	58	35	60.5 %	
住友不動産(株)	43	43	100.0 %	
東京電力(株)	28	28	100.0 %	
(株)エクシム・インターナショナル	24	6	24.0 %	
綜警常駐警備(株)	22	22	100.0 %	
(株)紀伊國屋書店	20	0	0.0 %	
(株)東日本環境アクセス	16	16	100.0 %	
国土交通省関東地方整備局	15	15	100.0 %	
(株)京成エージェンシー	14	0	0.0 %	
(株)日立製作所 公共システム営業統括本部	14	0	0.0 %	
時事画報社	13	0	0.0 %	
(株)ムサシ・エービーシー	13	13	100.0 %	
(株)毎日広告社	13	6	52.3 %	
セコムジャスティック(株)	11	11	100.0 %	
(株)日本経済社	11	0	0.0 %	
光誠電気工業(株)	11	0	0.0 %	
(株)オーチュー 茨城支店	10	0	0.0 %	
(株)丹青社	10	0	0.0 %	
(株)エーエヌエーホテル東京	10	10	100.0 %	
(株)堀内カラー	7	0	0.0 %	
富士ゼロックス(株)	7	7	100.0 %	
東京ガス(株)	7	7	100.0 %	
行政情報システム研究所	7	7	100.0 %	
(株)オージス総研 営業本部東日本営業部	6	6	100.0 %	
トップツア- (株)新宿支店	6	6	100.0 %	
佐野学園神田外語大学	6	6	100.0 %	
東京四社営業委員会	5	5	100.0 %	
筑波学園ガス(株)	4	4	100.0 %	
(株)内外美装	4	4	100.0 %	
奄島管財(株)	4	0	0.0 %	

名 称	契 約 金 額 (百万円)	うち随意契約額 (企画競争・公募を除く)		当該法人への再就職 (随契約の相手方で同 一所管に属する公益 法人に在職している 役員の人数)
		(百万円)	(%)	
(株)オーテック	4	0	0.0 %	
カナケイ(株)	3	0	0.0 %	
(株)大塚商会	3	0	0.0 %	
富士フイルムイメージテック(株)	3	0	0.0 %	
赤坂プリンスホテル	3	3	100.0 %	
東京都水道局	3	3	100.0 %	
(株)三幸コミュニティマネジメント	3	0	0.0 %	
(有)資料保存器材	2	2	100.0 %	
水戸通信工業(株)	2	0	0.0 %	
荏原冷熱システム(株)	2	2	100.0 %	
あずさ監査法人	2	0	0.0 %	
日本科学技術振興財団	2	0	0.0 %	
(有)創電社	2	2	100.0 %	
エヌ・ティ・ティ・データ・ソリュー ション(株)	2	2	100.0 %	
(株)廣濟堂	2	0	0.0 %	
富士通コワーコ(株)	2	2	100.0 %	
(株)峰尾研究所	2	0	0.0 %	
(株)ヨコシネディーアイエー	2	2	100.0 %	
(有)プライムコーポレーション	2	2	100.0 %	
(株)ニチマイ	1	1	100.0 %	
総合警備保障(株)城西支社	1	1	100.0 %	
(有)つくば防災システム	1	1	100.0 %	
日本オーチス・エレベータ(株)首都圏支店	1	1	100.0 %	
新日本空調(株)茨城営業所	1	1	100.0 %	
(有)若林電設	1	1	100.0 %	
ナジコイーエス(株)	1	1	100.0 %	
日本空調サービス(株)筑波支店	1	1	100.0 %	
セコム(株)	1	1	100.0 %	
(株)クマヒラ	1	1	100.0 %	
アイテック阪神(株)	1	0	0.0 %	
イーステラ(株)	1	0	0.0 %	
計	1,556	389	25.0 %	

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	国立公文書館		府省名	内閣府
資産との関連を有する事務・事業の名称	歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等を通じた、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任の実現			
資産との関連を有する事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用(閲覧、展示、インターネットでの提供等)に供すること</li> <li>・歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する情報の収集・整理・提供</li> <li>・歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究・研修</li> <li>・国立公文書館法第15条第3項に基づき、歴史公文書等としてふさわしいかどうかの評価・選別を行う立場から、公文書移管に関し内閣総理大臣に意見を述べること 等</li> </ul>			
国からの財政支出額	1,974百万円(予定)	支出予算額	1,978百万円(予定)	
対19年度当初予算増減額	118百万円増	対19年度当初予算増減額	118百万円増	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	別紙3に記載			







実物資産の処分に係る具体的な措置(その )

用途に関する前述の番号を付した上で、()書きにて、具体的な用途の詳細を記述

法人名	独)国立公文書館		府省名	内閣府	
No.	1,2	施設名	国立公文書館本館、国立公文書館つくば分館	用途	1/6/9(事務所/展示施設/閲覧施設・書庫)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>両施設は、            職員が執務用の事務所として、毎日活用している。            常設展示・特別展示等、平日は毎日(本館は特別展示中土日も使用)展示施設として活用している。            利用者への閲覧サービスを行うため、閲覧室を整備し、利用者に平日は毎日開放している。            所蔵資料の保存のため、書庫を整備し、膨大な所蔵資料を保存しているところである。            特に所蔵資料は毎年各府省からの公文書等の移管を受けて増加するため、書庫は常に拡大していく状況にある。            このほか、本館では国立公文書館のデジタルアーカイブシステム等を運用するサーバーを設置し、24時間毎日使用しているところである。            このような現状から、当該施設は、業務を行うにあたり必要不可欠であり、売却等処分は考えられない。</p>					
<p>売却する場合、売却予定時期 : -</p>					
<p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <p>国民の共有財産である歴史資料としてかけがえのない重要な公文書等を将来にわたり保存するには、適切な保存環境の下、体系的に保存することが重要である。            このため、公文書等の適切な保存等を責務としている国立公文書館自らが当該施設を保有し、恒常的に管理していくことが必要不可欠である。</p>					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その )

法人名	独)国立公文書館	府省名	内閣府
金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	: 492 百万円	内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
B	現金及び預金	: 492 百万円	内 未払金等 : 236百万円 運営費交付金債務残高 : 229百万円 その他 26百万円
C	有価証券	: 0 百万円	
D	受取手形	: 0 百万円	
E	売掛金	: 0 百万円	
F	投資有価証券	: 0 百万円	
G	関係会社	: 0 百万円	
H	関係会社	: 0 百万円	
I	長期貸付金	: 0 百万円	
J	長期貸付金	: 0 百万円	
K	長期貸付金	: 0 百万円	
L	破綻債権等	: 0 百万円	
M	積立金	: 0 百万円	
N	出資金	: 0 百万円	
A~Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A : B~Lの合計値 / B : 「第9 流動資産」(1) / C : 同(2) / D : 同(3) / E : 同(4) F : 「第13 投資その他資産」(1) G : 同(2) / H : 同(3) / I : 同(4) / J : 同(5) / K : 同(6) / L : 同(7) / M及びN : 同(12)			

金融資産の処分に係わる具体的措置(その )

法人名	独) 国立公文書館	府省名	内閣府
該当なし	受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性		
該当なし	不良化している債権(L)の早期処分の方向性		
該当なし	既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性		
該当なし	政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性		

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人国立公文書館		府省名	内閣府
<b>(情報発信・展示・普及・助言等型)</b>				
事務・事業の名称	歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等を通じた、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任の実現			
事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用(閲覧、展示、インターネットでの提供等)に供すること</li> <li>歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する情報の収集・整理・提供</li> <li>歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究・研修</li> <li>国立公文書館法第15条第3項に基づき、歴史公文書等としてふさわしいかどうかの評価・選別を行う立場から、公文書移管に関し内閣総理大臣に意見を述べること等</li> </ul>			
国からの財政支出額	1,974百万円(予定)	支出予算額	1,978百万円(予定)	
対19年度当初予算増減額	118百万円増	対19年度当初予算増減額	118百万円増	
官民競争入札等 ( )	検討	実施することは適切でない		
	理由	事務・事業の実施に当たっては積極的な民間委託を推進しているところであるが、官民競争入札等については、国立公文書館の事業内容、事業規模、実施体制等に鑑み、実施することは適切でない。		
受益者特定 ( )	受益者特定及び対価収受の可否	国立公文書館の事務・事業は、現在及び将来の国民に対する政府の説明責任を実現し、国民に対して政策決定やその過程等について知る権利・機会を提供することである。よって、受益者は、現在及び将来の国民全員であり、特定することはできない。 ただし公文書の複写等については、実費を徴収しているところ。		
	受益者負担金 (算定方法、総計)	複写料金収入 約2百万円(平成13～17年度の複写料金収入の実績から推計)		
	運営コスト (内訳、総計)	約2,100百万円(平成17年度、平成18年度の館全体の行政サービス実施コストから推計)		
	受益者負担金 - 運営コスト	約2,100百万円		
	見直し案	公文書の公開は、政府の説明責任を全うするための事務であって、国の責務であるため、対価の収受にはそぐわない。 また、そもそも国立公文書館の行う事務・事業の受益者は、現在及び将来の国民全員であり、特定の者から実費以上の料金を徴収することは不相当である。 また、諸外国においても公文書館の利用に際し料金徴収を行っている例はない。		
他の法人との一体的実施 ( )	一体的に実施する法人等	該当なし		
	内容	-		
	理由	他の法人に類似する業務が存在しないため。		

法人内での一体的実施 ( )	同様の事務事業を実施している施設	つくば分館
	一体的実施の可否	否
	内容	
	理由	本館の書庫・施設はスペースが不足しており、つくば分館で所蔵している公文書等を全て本館で所蔵したり、つくば分館で実施している公文書等の移管受入れ・燻蒸・目録作成業務等を本館で実施することは不可能である。なお、国立公文書館本館とつくば分館は、それぞれ機能分化しながら密接に連携して行政機関からの歴史公文書等移管・受入れ・保存等をはじめとする事務・事業に取り組んでいるところである。
事業効果 (事前、事後) ( )	実施状況	事業効果については、中期目標各項目の進捗状況や、アンケート調査、インターネットでの国民の御意見等により把握に努めているところである。また、毎年度業務実績報告書を作成し、独立行政法人評価委員会に評価を頂いているところである。
	見直し案	今後とも、業務運営の効率化やサービスの質の向上等に向けて、さらに効果的な事業効果の測定方策等を検討していく。
	公表状況・公表方法	毎年度の事業実績については、業務実績報告書を作成し、独立行政法人評価委員会に報告するとともに、ホームページにおいて公表しているところである。また年報等の定期刊行物においても、国立公文書館の業務実績等について積極的に発表しているところである。
	見直し案	今後とも、積極的な事業効果の公表を行っていく。